

スノーリゾート推進に係る旅行商品造成等業務 公募型企画競争提案説明書

1 実施主体

スノーリゾートシティ SAPPORO 推進協議会（以下「委託者」という。）

2 業務名

スノーリゾート推進に係る旅行商品造成等業務

3 背景及び目的

札幌は、人口約 200 万人の大都市でありながら、年間約 6 メートルの積雪がある世界で唯一の都市であり、市内には、都心部から 60 分以内にアクセス可能な 6 つのスキー場（サッポロテイネ、札幌国際スキー場、さっぽろばんけいスキー場、札幌藻岩山スキー場、フッズスノーエリア、滝野スノーワールド）が点在している。

また、札幌は、多くの外国人観光客が訪れる国際観光都市であり、高度な都市機能と食や夜景、温泉といった外国人観光客を引き付ける豊富な観光コンテンツを有している。

本事業は、このような雪の街としての魅力と国際観光都市としての魅力とを融合した札幌ならではの「都市型スノーリゾート」の楽しみ方を提案し、観光客にとって分かりやすく、魅力的な商品として提供するため、スキーと観光を一体的に楽しめる旅行商品を造成・販売し、将来的なインバウンドの誘客につなげることを目的とする。

さらに、造成した旅行商品の販売プロモーションを目的とした Web サイトを構築し、商品紹介や予約受付を可能とするほか、札幌のスキー場やアフタースキーの魅力を世界に向けて発信することで、「スノーリゾートシティ SAPPORO」の世界的ブランド確立を目指す。

4 業務委託期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

5 予算規模（契約限度額）

9,788,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本業務について上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではありません。

6 業務内容

（1）旅行商品造成・販売・手配業務

ア 旅行商品造成

市内 6 スキー場と観光（アフタースキー）を一体的に発信するため、スキー場リフト券、スキー用品レンタル、スキーレッスン、観光施設・商業施設等の周遊、二

次交通などがセットになった旅行商品を造成すること。

旅行商品は、1つのスキー場に対して最低2プラン（合計12プラン）以上造成すること。

旅行商品は、将来的なインバウンドへの販売を想定したものとする。想定するターゲット国は、中国をメインとした東アジア、欧米豪、東南アジアの中から、市内各スキー場の特性に応じて選定し、各ターゲットのニーズを意識した商品を造成すること。

今年度の販売については、インバウンドへの販売が困難な状況が想定されることから、国内観光客（在留外国人含む）向けに試行的に販売することを想定すること。

なお、商品内容、販売価格、販売期間等については、提案内容をもとに委託者と協議のうえ決定するものとする。

イ 旅行商品の販売・手配・決済等

アで造成した旅行商品について、本業務で制作するWebサイトを始め、様々な媒体を通して販売を実施すること。

また、旅行商品の予約申し込みの受付、申込者との連絡・調整、スキー場や関係事業者への手配、商品代金の決済手続き等を実施すること。

ウ 市内スキー場、関係事業者等との調整

旅行商品の造成・販売・手配・決済等の実施にあたっては、市内スキー場や関係事業者と十分に調整・連携し、円滑な業務執行を図ること。

(2) 販売プロモーション用Webサイト構築業務

本業務で造成する旅行商品の販売プロモーション及び予約受付等に使用することを目的として、以下の情報・機能を盛り込んだWebサイトを構築すること。

なお、構築するWebサイトは、写真や動画、図、イラスト等を効果的に使用するなど、外国人を含めた観光客にとって、見やすく、分かりやすく、札幌の冬の魅力が十分に伝わる構成とすること。

また、構築したWebサイトの権利は委託者に帰属するものとし、次年度以降も委託者が継続的に情報発信・商品販売等に使用することを前提としたうえで、一定の情報更新が可能な仕様とすること。

【構築するWebサイトに盛り込む情報・機能】

ア 基本情報

- ・ 市内6スキー場の紹介
- ・ 冬の市内観光コンテンツの紹介
- ・ その他、冬の札幌の見どころを紹介

イ アクセス情報

- ・ 市内スキー場へのアクセス情報（経路、時刻表、料金、乗り場案内等）を掲載
- ・ 市内スキー場と観光施設等を巡るモデルルートを紹介
- ・ その他、札幌市への移動及び札幌市内での移動に関する情報を掲載

ウ 旅行商品紹介

- ・ 本業務で造成する旅行商品の紹介
- ・ その他、市内スキー場が関係する旅行商品の紹介

エ 予約申込フォーム

- ・ 本業務で造成する旅行商品について、Web サイトから直接予約申込が可能な機能を搭載すること。
- ・ 予約申込にあたっては、申込者が Web サイト上で必要な情報を入力できる仕様とすること。
- ・ 入力された申込情報に基づき、受託者が申込者への連絡・調整、事業者への手配、代金の決済手続き等を行うこと。（Web 上で決済可能とする機能を求めるものではない。）

オ 情報更新機能

- ・ 上記ア～エについて、次年度以降、軽微な内容の追加・修正が容易に可能となるよう、情報更新機能を搭載すること。

カ 多言語化

- ・ ア～エの内容について、英語、中国語（繁体字・簡体字）に翻訳した外国語ページをそれぞれ作成すること。なお、外国語ページの記載内容については、それぞれの国の観光客にとって、見やすく、関心の高い内容となるよう再構成すること。

7 企画提案を求める事項

(1) 実施方針

札幌市におけるスノーリゾート推進に向けた現状と課題についての認識を示したうえで、本事業の実施に当たっての基本的な考え方、企画の特長等を明らかにすること。

(2) 旅行商品造成・販売・手配業務

ア 旅行商品造成

ターゲット（東アジア、欧米豪、東南アジア）のニーズ、市内各スキー場や観光コンテンツの特性等を示したうえで、各ターゲットに向けて造成する旅行商品のコンセプトや想定している企画の方向性を明らかにすること。

イ 旅行商品の販売・手配・決済等

作成した旅行商品の販売促進手法、予約申込の受付から手配・調整・決済等の一連の販売手続きについて、現時点で想定している手法を示すこと。

(3) 販売プロモーション用 Web サイトの構築

ア Web サイトの構成、内容

サイト構成、サイトデザイン、掲載内容等のコンセプトや具体例を示し、観光客にとって見やすく、分かりやすく、魅力的な内容の Web サイトをどのように構築していくのか明らかにすること。

また、多言語化にあたり、外国語ページで内容を再構成する際にどのような工夫を考えているか示すこと。

イ 予約フォーム、更新機能

Web サイト上で予約を受け付ける機能及び一定の情報更新が可能な機能をどのように実現するか、現時点で想定している手法を示すこと

(4) 業務のロードマップ

業務のプロセス及びスケジュールについて、打合せの回数や内容等も含めて具体的に示すこと。

(5) 過去の業務実績・適正な実施体制

類似業務の実績及び業務の執行体制を示すこと。

(6) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 本公募型企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けてい

ないこと。

＜札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

提出書面	備考
ア 申出書	(様式 3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

企画提案の公募開始	令和2年8月24日(月)
質問受付期限	令和2年8月28日(金)12時必着
参加申込書の提出期限	令和2年8月31日(月)12時必着
企画提案書等提出期限	令和2年9月7日(月)12時必着
選定委員会(ヒアリング)	令和2年9月11日(金)【予定】
提案者への選定結果の通知	令和2年9月中旬
契約締結	令和2年9月中旬

(2) 提出書類

下記の提出書類を、上記(1)の提出期限までに、札幌市観光・MICE推進部観光・MICE推進課へ持参または郵送(書留郵便等配達状況を確認できるものに限る)により提出すること。なお、電子メール、FAXでは受付しない。

- ア 参加申込書(様式1) 1部
- イ 企画提案書及び参考見積書(様式自由、A4、両面使用)
 - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
 - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 10部
- ウ 上記ウのPDFデータ(CD又はDVD) 1部

(3) その他の留意事項

- ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

- イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- オ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うに当たり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和2年8月28日(金)12時必着

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名) スノーリゾート推進に係る旅行商品造成等業務質問書」とする。

10 選定方法

スノーリゾート推進に係る旅行商品造成等業務企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)において、別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、提案者に審査結果を通知する。

(2) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者に対してヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 提案者側の出席者は最大3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分(企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分)を想定し、順次個別に行うものとする。

(3) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査(書類選考)を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が1者となった場合、実施委員会が定める最低評価基準点(総合得点の6割)を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき、委託者と契約候補者による協議により決定する。企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を適用する。

12 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

14 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

18 問合せ先

担 当 スノーリゾートシティ SAPPORO 推進協議会事務局 菅・高松
(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課内)
住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階
電 話 011-211-2376
F A X 011-218-5129
メール kanko@city.sapporo.jp

「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
実施方針の 的確性 (10点)	実施方針は、札幌市のスノーリゾート推進に向けた現状や課題を踏まえた適切なものとなっており、事業目的に即した十分な効果が期待できる内容となっているか。	2	10
旅行商品造 成・販売・手 配の手法・内 容 (40点)	ターゲットのニーズやスキー場の特性等を的確に把握し、それらを踏まえた適切な商品コンセプトとなっているか。	3	15
	商品企画の方向性は、札幌の特長を活かした、インバウンドにとって魅力的な商品となることが期待できる内容となっているか。	3	15
	旅行商品の販売促進・手配・決済等の一連の販売手続について、想定している手法は、円滑な実施が期待できるものとなっているか。	2	10
販売プロモーション用 Web サイト構築の 手法・内容 (30点)	Web サイトの構成・内容のコンセプトや具体例は、事業目的に即した適切なものとなっているか。また、インバウンドを含めた観光客に対して分かりやすく、札幌の魅力が十分に伝わるサイトにするための工夫が講じられているか。	4	20
	予約フォームや情報更新機能について、想定している手法は、求める機能を実現するのに適切なものとなっているか。	2	10
業務遂行能力 (15点)	業務のプロセスが合理的なものとなっており、スケジュールが履行期間内に十分執行可能なものとなっているか。	1	5
	同様の業務・事業に関する十分な実績があるか。また、業務を円滑に進めるための適切な執行体制となっており、十分な人員が確保されているか。	2	10
経費の妥当性 (5点)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	1	5
		合計	100